

令和6年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会  
令和6年度化学物質審議会第3回安全対策部会  
第249回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会  
【第一部】

1. 日 時：令和6年11月15日（金）13時30分～14時35分

2. 開催方法：厚生労働省内会議室 及び オンライン（ハイブリッド）

3. 出席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稲見 圭子	小野 敦	正田 卓司
杉山 圭一	豊田 武士	平林 容子（座長）
北條 仁	増村 健一	三澤 隆史

化学物質審議会安全対策部会委員

石川 百合子	小野 恭子	蒲生 昌志
金原 和秀	瀬戸 洋一	東海 明宏（部会長）
永井 孝志	林 真実	村田 里美
森田 健		

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	川嶋 貴治	菅野 純
小山 次朗	白石 寛明（小委員長）	鈴木 規之
吉岡 義正		

事務局

厚生労働省 田中化学物質安全対策室長  
経済産業省 内野化学物質安全室長  
環境省 塚崎化学物質審査室長補佐 他

4. 議題

1. 一般化学物質のスクリーニング評価について
2. その他

○厚労省事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和6年度化学物質審議会第3回安全対策部会、第249回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日はいずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを報告します。なお、厚労省事務局に異動があり、10月に着任しました私は中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本合同審議会は、【第一部】と【第二部】に分けて実施します。今回は、対面及びオンラインのハイブリッド会議形式での開催とさせていただきます。13時30分から14時半までを【第一部】として、「一般化学物質のスクリーニング評価について」、「その他」の議事を公開にて審議を行います。【第一部】終了後、休憩を挟みまして14時45分をめぐりに【第二部】として、「新規化学物質の審議について」の議事を非公開にて行います。なお、【第一部】は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信していますので、御了承をお願いいたします。

本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より、所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない」と規定しております。今回、全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、御報告させていただきます。委員の皆様には、会議開催の都度、書面を御提出いただいておりますが、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、【第一部】を始めるに当たり、配布資料について確認を行いたいと思います。資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認します。資料は、資料1-1～1-4、それから資料2、資料3、参考資料1～3、参考資料4-1～4-2、そして最後に委員名簿です。過不足等がありましたら、事務局までお申し付けください。

今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としており、スムーズな審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について、事務局より御説明します。まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様方におかれましては、御発言を希望される場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に座長から御指名いただきます。座長から指名されましたら、マイクをオンにし、御自身の所属する審議会の省名とお名前を併せ御発言ください。御発言が終わりましたら、マイクをオフをお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている委員の皆様方におかれましては、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御意見、御質問を頂く際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省名を御

入力ください。座長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにして、所属する審議会の省名及び名前をお知らせください。御発言のタイミングが重なるような場合は、座長から順に発言者を御指名いただきます。会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャットに御発言内容を記入いただくようお願いする場合があります。なお、チャット機能を御利用された場合、入力内容は会議参加者のみ共有され、YouTube Live 上には公開されません。システムの動作不良などがありましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。また、もし事務局のサーバーがダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡しますので、御確認をお願いします。

それでは、これより議事に入ります、本日の全体の議事進行については、薬事審議会化学物質調査会の平林座長をお願いいたします。平林座長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○平林座長 平林です。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、これより議事に移らせていただきます。初めに、本日の会議の【第一部】の公開の是非についてお諮りします。各審議会の公開については、それぞれ規定のあるところですが、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、原則、公開としたいと思います。ただし、営業秘密等に該当する場合は、秘匿することを認めることとしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開とします。議事録については、後日、ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、議題1「一般化学物質のスクリーニング評価について」に係る審議に移りたいと思います。まず初めに、優先度マトリックスにより優先度「高」となる物質及び専門家の詳細評価によるスクリーニング評価について審議を行います。資料1シリーズ及び資料2を用いて、御審議いただきます。それでは事務局から説明をお願いします。

○経産省事務局 それでは、資料1-1「令和6年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果(案)」について、御説明します。まず、「1. スクリーニング評価について」です。化審法では、一般化学物質等を対象としまして、スクリーニング評価によりリスクが十分に低いと判断できない物質を絞り込み、それらを優先評価化学物質に指定した上でリスク評価を行うこととしています。

スクリーニング評価は、リスク評価手法を導入する法改正を行いました平成21年度の翌年度から毎年度実施していきまして、図1のように、有害性クラスと暴露クラスからなる優先度マトリックスを用いて、優先度「高」に区分される物質や、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質を、優先評価化学物質として指定することとしています。有害性クラスは、長期毒性に係る有害性情報を、人健康影響、生態影響、それぞれの観点から収集して付与しています。暴露クラスは、製造・輸入・出荷数量とその用途ごとの排出係数により排出量を推計し、分解性を加味して付与しています。

続きまして、「2. 今回のスクリーニング評価の実施対象」です。今回のスクリーニング評価は、令和4年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量が10t超であった一般化学物質等を対象として評価しています。

続きまして、「3. 今回のスクリーニング評価の基本方針」についてです。有害性クラスの付与は、暴露クラス1～4の物質について、暴露量が大きい物質等から優先的に付与しています。暴露クラス5又は外の物質については、暴露クラスの付与をもってスクリーニング評価を実施したこととしています。

続きまして、「4. 今回のスクリーニング評価の結果」です。暴露クラスは、こちらの資料1-2のとおりです。有害性クラスを付与している物質については、今年度の暴露クラスを踏まえて優先度を付与しており、詳細は資料1-3、1-4のとおりです。また、専門家による詳細評価が必要な物質の選定結果については資料2にて、優先評価化学物質の指定の取消しがなされた物質については資料3にて、後ほど御説明します。

今回の評価物質の内訳は、表2のとおりです。評価対象になる製造輸入数量10t超の物質は7,840物質、暴露クラスごとの物質数はこちらの中段のとおりです。表3以降は後ほど御説明させていただきますので、以上です。

○厚労省事務局 それでは資料1-3を御覧ください。人健康影響の優先度付与の結果について説明します。基本的には、色分けして表示している優先度の列を御覧いただければと思います。資料の構成としては、1ページに「今回新たに有害性クラスの付与を行う物質」を、2ページ以降に「平成22年～令和5年度に有害性クラスの付与を行った物質」を掲げています。これらの物質について、優先度を付与した結果、優先度「高」に該当する物質、つまり優先評価化学物質として指定することとした物質はありませんでした。なお、公示前の新規化学物質については、新規審査における毒性の情報と今回付与した暴露クラスを用いて優先度を付与した結果、優先度「高」となる物質はないことを御報告申し上げます。資料1-3の説明は以上です。

○環境省事務局 続きまして、資料1-4について御説明します。生態影響に関する優先度付与結果についてです。人健康と同様に、1枚目に「今回新たに有害性クラスを付与した物質」、2枚目以降に「平成22年度～令和5年度の間有害性クラスを付与した物質」について示しています。

1枚目を御覧ください。今年度、新たに有害性クラスの付与を行った物質は表のとおり9物質ありますが、優先度「高」となった物質はありませんでした。

2枚目以降ですが、平成22年度から令和5年度に有害性クラス付与を行った物質については、最新の暴露クラスに基づいて優先度判定を行ったところ、1番目の赤く塗った物質について、1物質、優先度「高」の判定となっています。また、公示前の判定済み新規化学物質については、最新の暴露クラスに基づいた優先度判定で優先度「高」となる物質はありませんでした。

1枚目の今年度新たに有害性クラスを付与した物質については、PNEC 導出に用いた有害性情報を資料1-4の別添に示しています。また、QSARの予測結果を資料1-4の参考としてお付けしています。資料1-4については以上です。

続きまして、資料 2 です。資料 2 は「専門家の詳細評価によるスクリーニング評価結果(案)」です。化審法に基づくスクリーニング評価では、基本的に、優先度マトリックスに当てはめまして、優先度「高」となった物質について優先評価化学物質として指定することとしています。それに加えて、優先度「中」となった物質についても、専門家による詳細評価に基づき必要と認められた物質については、優先評価化学物質として指定することとしています。

評価方法としては、1. 評価方法の所にあります枠内の①から⑤の観点で評価を行っています。その結果を 2. 優先度付与結果にお示ししています。結果としては、①から⑤のいずれに関しても、優先評価化学物質として指定することが適当と考えられる物質はありませんでした。

詳細については後ろのページになります。まず、①PRTR 排出量による暴露クラスの見直しについては、別添 1 を御覧ください。3 / 6 ページです。PRTR 排出量による暴露クラスの見直しについては、化審法の優先度マトリックスの優先度が「中」又は「低」に区分された物質のうち、『PRTR の政令物質と化審法の届出対象物質の範囲が同じもの』について、PRTR の排出量を用いて暴露クラスを付与しまして、化審法暴露クラスよりも PRTR の暴露クラスのほうが排出量が多いクラスとなる物質を抽出しています。この際に用いたデータについては、化審法は令和 4 年度実績の数量、PRTR についても化審法と同年度の令和 4 年度のデータを使いまして、PRTR の届出排出量と届出外排出量を用いてクラス付けを行っています。

見直しの結果、PRTR 排出量による暴露クラスが化審法暴露クラスを上回った物質は 2 物質ありました。詳細については、4 ページ目にあります。表を御覧いただきますと、人健康で 2 物質、PRTR のほうが上回った物質がありました。生態影響では該当する物質はありませんでした。また、人健康の 2 物質についても、PRTR の暴露クラスでも優先度「中」となり、優先度「高」となる物質はありませんでした。

続きまして、②環境中濃度による詳細評価の説明に移ります。別添 2、5 ページ目を御覧ください。こちらについても、化審法優先度マトリックスの優先度が「中」又は「低」に区分された物質のうち、環境調査が行われた物質について、有害性評価値と環境中濃度を比較しまして、詳細評価を行うこととしています。環境中濃度が得られたら、人健康については、人の推定暴露量と有害性評価値の比をとった HQ が 1 以上かどうか、生態については、PEC と PNEC の比をとった PEC/PNEC の比が 1 以上であるかどうかというところを確認しています。環境調査として用いたデータについては、こちらの資料にありますとおり、大気については有害大気、黒本調査、水質については、健康項目、要監視、生活環境項目、要調査、黒本調査を用いてデータを確認しています。

詳細については、次のページの表にあります。こちらの 6 ページ目の表が、環境調査が行われている物質のリストになります。人健康と生態で分かれています。人健康のほうは HQ の欄が 1 以上かどうか、生態については PEC/PNEC の比の欄が 1 以上の物質がないかというところを確認しています。その結果、いずれも 1 以上の物質はありませんでした。なお、人健康の 1, 1-ジクロロエチレンについては、HQ の欄に 1.4 未満という数字があ

ります。これについては、水質モニタリング調査で検出下限値未満というデータで、0.1mg/L未満という濃度表記となっています。これを用いまして計算しますと、HQ1.4未満という数字が出てきていますが、こちらは検出されていないものですので、このデータから優先相当と判断することはしていません。

続きまして、1ページに戻ります。③生態影響について慢性毒性優先の原則により難いことによる有害性クラスの見直し、④人健康影響に係る有害性の観点からの選定、⑤生態影響に係る有害性の観点からの選定については、該当する物質はありませんでした。こちらの判断基準等については、参考資料2のスクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準に掲載しています。資料2の説明は以上です。

○平林座長 ありがとうございます。事務局からの説明にありましたが、「公示前の判定済み新規化学物質」に関する優先度付与などについては、「営業秘密等に該当する場合は秘匿すること」に該当しますので、本審議会においても取扱注意をお願いいたします。このため、一部の委員限りでお配りしている資料1-3及び資料1-4の未公示新規物質に関する資料についてコメントを頂く場合には、物質名称ではなく、資料の一番左に記載しているナンバーをお願いいたします。以降の審議についても同様といたします。それでは、事務局の説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

金原先生、お願いします。

○金原委員 すみません、余り本質的ではないですけれども、今回もPRTRとその届出排出量の暴露クラスの見直しという、資料2のPRTR番号が154というものですが、例えばこういう物質は生分解性が良になっています。良というのは、私は生分解性の判定をする者なので、速やかに消失するというように感覚としてあるのですが、例えば、この資料の後の環境中濃度における詳細評価の所でも、割と良分解性のものがあります。それらのものが、環境中でももちろん余りモニターしても出てこないのですけれども、ここら辺の良分解性であっても検出されるというものが、例えば排出量等の関係でそういうのが検出されると皆さん捉えているのか、それとも、良分解性と判定したけれども、その良分解性が実は環境中では少し残ってしまうというように皆さん判定しているのか、どのように考えたらいいのか、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれど。

○平林座長 これは事務局でしょうか。

○金原委員 私も本当は答えなければいけないのかもしれないですけれども、事務局としてはどのように判断するのか、ちょっとまずお聞きしたいのですけれど。

○平林座長 経産省ですか、それとも環境省でしょうか。事務局、どなたかお答えいただければと思います。

○環境省事務局 良分解性でありましても、環境中モニタリングデータで検出されているということですので、良分解であっても0になるわけではないと思いますので、環境中の濃度は実測として確認しているところです。

○平林座長 金原先生、よろしいですか。

○金原委員 後で私も、その排出量がどのくらいあったのか等を考えながら、ちょっとまたまとめてみたいと思います。すみません、大したことではありません、申し訳ありませ

ん。

○平林座長 よろしく申し上げます。菅野先生。

○菅野委員 その話は前にもあって、良分解性だから消えるわけではないということで、どんどん補給されるので、余り良分解性だからと安心するなということとは前から言われていたと思います。半分ぐらいみたいな、何かざっくりそのようなことを言っていた時期もあったような気がするのですけれど。難分解性だったら100残るところ、良分解性なら50ぐらいは平気で残るのではないのかみたいな論議もしたような記憶があるのですが、どこかに議事録が残っていれば出てくるかもしれません。なので、気を付けなければいけない物質に関しては、良分解性だから難分解性と違う扱いでいいということは全くないという判断でよろしいのではないかと思うのですけれど。

○金原委員 分かりました。ありがとうございます。そのようなものだと思っていましたので、すみません、確認だけでした。ありがとうございます。

○平林座長 小山先生。

○小山委員 今の話ですけれど、良分解性の基準は、28日で分解度が60%でしたか。日本の河川を考えれば、28日も掛けて海に流れ込むような環境はないわけですよ。せいぜい3、4日の程度で、その程度でしか河川にとどまっていないとすれば、良分解といえども、河川水中の濃度はそれなりの濃度があると、いつも私は思っています。良分解だからリスク評価の俎上に載せないというのはどうなのかなといつも考えているのですけれど、そこについて、こう考えるんだというようなことはあるのでしょうか。

○平林座長 事務局、よろしいですか。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。良分解性物質に関しましては、難分解性物質と比較したときには、環境中での残留性については低いと考えておきまして、スクリーニング評価におきましては、良分解性物質の暴露クラスの付与に当たっては、水域への排出量に一律の係数0.5を乗じた値を用いることとしております。こちらについては、参考資料2の「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に記載があります。

○小山委員 分かりました。

○平林座長 吉岡先生、お手を挙げられたような気がします。

○吉岡委員 今の小山委員と同じ質問で、回答も今の経産省のでもいいのであれば、経産省側の方と同じことです。

○平林座長 ありがとうございます。蒲生先生。

○蒲生委員 ありがとうございます。経産委員の蒲生です。資料1-2の暴露クラスの付与結果の表で、生態と人と両方、暴露クラスが付与されていて、多くの物質が大体相関しているというか、片方の暴露クラスが高いものは、もう片方も割合高い傾向にあると思うのですけれども、幾つかの物質で、幾つかと言いながら自分で確認したのは1つですけれども、人健康影響のクラスは1だけど、生態影響のほうは外であるというような物質があります。これはどういう特殊性でこのようになっているか、もし分かれば教えていただければと思います。

○平林座長 事務局、いかがでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。人健康と生態のそれぞれの暴露クラスの出し方ですけれども、人健康のほうは大気への排出量と水域への排出量、両方を足し合わせたもので暴露クラスを出しております、生態のほうは水域のみへの排出量で暴露クラスを出しておりますので、このような違いがあります。

○平林座長 よろしいですか。

○蒲生委員 分かりました。当該物質については計算結果がそうだったというだけだというように理解しました。ありがとうございます。

○経産省事務局 少し補足させていただきます。用途によって排出係数をそれぞれ定めており、例えば用途が芳香剤だと、大気への排出係数は1ですけれども、水域への排出係数は0ですので、このような場合に差が出ます。

○平林座長 次に、村田先生、お願いします。

○村田委員 経産の村田です。先ほどの議題に戻るのですけれども、良分解性物質についてです。これは、良分解性物質であっても完全に分解するわけではなくて、途中で何か物質を、ある形の物質を経て分解されると思うのですけれども、それが生物に対して影響が全くないというようなものかどうかという判断はされないということではないのでしょうか。

○平林座長 事務局、いかがですか。すみません、今、協議中です。

○経産省事務局 分解性ですけれども、先ほどの BOD 分解度が 60%以上で、かつ、良分解性の判定基準としては、分解生成物を生じないということがありますので、分解の過程で分解生成物が一時できることがあっても、最終的には消失するというようなことが実験的にも確認されておりますので、そういう意味では、最終的に残留するような分解生成物というのは余り想定をされないということになるかと思えます。

○村田委員 分かりました。

○平林座長 ありがとうございます。ほかにございませつか。お願いします。

○永井委員 経産委員の永井です。分解性の話がまた続くのですけれども、例えば、ノンルフェノールエトキシレートのような、分解生成物の毒性というものの知見がある程度やられるとか、そういう場合の扱いはどうなっているかも教えていただけませんか。

○平林座長 今、まだ協議中ですので、少しお待ちください。

○経産省事務局 例えばノンルフェノールエトキシレートの場合、有害性が発揮されることを想定されているかと思えますけれども、分解性の試験法としては、その供試物質を汚泥にさらして 28 日間で分解を見るということをやっております。それで、有害性を発揮するようなものについては汚泥への影響が見られることもありますし、そういった意味で、分解が鈍化することも実際見られるわけです。けれども、最終的にその分解度試験の結果、BOD 分解度が 60%を満たさなければ、それは難分解性ということになりますし、60%以上かつ分解生成物の生成が確認されなければ、それは良分解性という判定を今までやってきているのかと思えます。こちらで御回答になっておりますでしょうか。

○永井委員 分解性の判定はそれでいいと思うのですが、リスク評価としての扱いはどうなるのかなということですか。

○経産省事務局 リスク評価のときには、入口の部分で、物性の評価と言いますか、環境

中での残留性を評価していると理解していますがけれども、その中で、環境における分解性を考慮し、最終的にどういう物質として残留するかというところも踏まえて、後続の評価対象を検討していくことをやっています。例えば、ノニルフェノールエトキシレートのように、分解して行って、最終的にノニルフェノールが残るような物質については、ノニルフェノールの有害性を考慮するなど、そういったことを評価の中ではやっているということになります。

○永井委員 ケース・バイ・ケースでそういう知見があれば。

○経産省事務局 はい、ケース・バイ・ケースでその物質の分解性等を考慮して今まで評価をされていることになります。

○永井委員 分かりました、ありがとうございます。

○平林座長 よろしいですか。次は、環境委員の鈴木先生、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。これは単にコメントするだけですけれども、環境中濃度による詳細評価の所で、1, 1-ジクロロエチレンの HQ が 1.4 以下という、一応、1 を超える数字が見える形で安定されたことについて、これはいいと思いますけれども、もしこの HQ が非常に高く、これが 10 以下とか 100 以下とかだったら、一瞬考えることになると思いますので。ここに関しては問題はないと思います。以上です。

○平林座長 ありがとうございます。今のコメントに対して、特によろしいですね。ほかにございませつか。よろしいですか。そうしましたら、活発な御議論をありがとうございます。事務局から説明いただいたとおりの対応とさせていただきたいと思います。

続きまして、過去に優先評価化学物質指定の取消しがなされた物質のスクリーニング評価の審議に移ります。資料 3 を用いて御審議いただきます。それでは事務局から説明をお願いします。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。資料 3 「優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(案)」について、御説明させていただきます。

「1. 背景及び目的」です。リスク評価の結果、化審法第 11 条に基づき、優先評価化学物質の指定の取消が過去になされた物質は、以下、指定取消物質と言いますが、再び一般化学物質としてスクリーニング評価の対象となり、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第 2 版】」に基づき、スクリーニング評価を実施しています。具体的には、通常のスクリーニング評価と同様に優先度マトリックスを用いた評価を行い、以下の点については通常のスクリーニング評価と異なる取扱いとしております。

1 つ目に、有害性クラス付けには、リスク評価段階あるいは優先指定の取消以降において更新・精査された有害性評価結果を利用します。

2 つ目に、スクリーニング評価の結果、優先度判定が「高」となった物質については、化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ等について個別に詳細な評価を行うことで、優先評価化学物質の該当性について改めて判断します。

「2. 評価対象」です。今回、スクリーニング評価の対象とする指定取消物質は、令和 5 年 3 月 31 日以前に化審法第 11 条に基づき優先評価化学物質の取消がなされた物質のうち、令和 4 年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量が 10 t 超であつ

た 33 物質としています。

○厚労省事務局 続きまして、「3. 有害性クラスの見直し」について御説明いたします。優先評価化学物質の指定後のリスク評価段階、あるいは優先指定の取消以降において更新・精査された有害性評価結果がある物質については、それらの評価結果を反映させ、有害性クラスの見直しを行っております。

過年度において、優先評価化学物質の通し番号 7 番、12 番、13 番、20 番の 4 物質の有害性クラスを見直し、合同審議会にて御審議いただきました。4 物質については、いずれもリスク評価Ⅱが行われた結果、最も感受性の高い指標となる有害性が発がん性であり、該当する有害性評価値を用いたリスク推計の結果、優先評価化学物質の指定が取り消された物質になります。

○経産省事務局 続きまして、「4. スクリーニング評価結果」です。「(1)優先度マトリックスを用いた評価の結果」として、スクリーニング評価の対象とする指定取消物質について、今年度の暴露クラスを付与し、別紙 1 のとおり優先度付与を行いました。その結果、人健康影響に関しては 4 物質が優先度「高」、6 物質が優先度「中」となりました。生態影響に関しては、2 物質が優先度「高」、7 物質が優先度「中」となりました。

「(2)優先度「高」の物質に関する詳細評価の結果」です。(1)において優先度「高」となった 5 物質のうち、1 物質、#142 チオシアン酸銅 (I) については、優先評価化学物質への指定後、化審法の届出において 3 年間の製造・輸入数量の全国合計がいずれも 10 t 以下であったことから、「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第 3 版】」の 4. の(3)に基づき、令和 4 年 3 月 31 日に優先評価化学物質の指定取消しが行われた物質です。当該物質は、これまでにリスク評価(一次)評価Ⅱを実施しておらず、詳細評価による確認を行うことができないことから、優先評価化学物質として指定することが適当と判断するとしております。

その他の 4 物質については、リスク評価(一次)評価Ⅱの際に示された今後の対応に基づき、指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った結果、いずれの物質も優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断するとしております。物質ごとの詳細評価結果は別紙 2 のとおりとなります。

例えば、資料 3 の別紙 2、6 ページに、ジクロロメタンの個別評価結果が載っています。ジクロロメタンは、平成 28 年度の人健康影響に係るリスク評価結果として、優先評価化学物質の指定の取消しが行われております。その際、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」、また、「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされています。これらの今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、今回、化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータの 3 点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行っております。

1 つ目です。化審法の届出情報としましては、評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出がある

か、及び、暴露クラスが上がっていないか。2点目、PRTR 排出量ですが、PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較して、リスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。3つ目、環境モニタリングデータとして、モニタリングデータと有害性評価値を比較して、リスク懸念地点となる地点はないかという点を見ております。

次ページ「詳細評価の結果」についてです。こちらは表にまとめております。リスク評価Ⅱを実施した平成 28 年度と令和 4 年度の実績を比較して、用途については非点源用途の届出なし、人健康影響の暴露クラスに関しても変化なし。PRTR 情報に基づくリスク推計リスク懸念地点は 1 地点ありました。環境モニタリングデータによるリスク懸念地点については 0 となっており、こちらは変化ありませんでした。

PRTR 排出量については、今回、リスク懸念地点が 1 か所あったのですが、現在得られている情報からは広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがあるとは言えないため、現時点で優先評価化学物質として指定することは適当ではなく、来年度以降も注視することとするとしております。

以上から、今回のスクリーニング評価においては、ジクロロメタンを優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断しております。

11 ページのクロロエチレンについても、先ほど御説明したジクロロメタンと同じ 3 つの観点で詳細評価をしており、こちらについても詳細評価の結果を表にまとめております。リスク評価Ⅱを実施した平成 26 年度と今年度のデータを比較し、用途については非点源用途届出なしで変化なし、また、人健康影響の暴露クラス、PRTR 情報に基づくリスク懸念地点、環境モニタリングデータによるリスク懸念地点についても、特段変化はなく、リスク懸念地点も 0 となっております。

以上をもちまして、クロロエチレンについても優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断することとしております。

同様に、別紙 1 にあります他の優先度「高」となった 1, 2-エポキシプロパン、過酸化水素に関しても、リスク評価Ⅱの際に示された今後の対応に基づき詳細な評価を行った結果として、いずれの物質も優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断することとしております。

資料を戻りまして 3 ページをご覧ください。「5. 今後の方針と課題への対応」として、今回、優先評価化学物質として指定することが適当と判断した物質については、優先評価化学物質に再指定することとしています。また、優先評価化学物質に指定された物質については、指定された翌年度以降、優先評価化学物質の製造・輸入数量等の届出の対象となります。一方、今回、優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断した物質については、一般化学物質として来年度もスクリーニング評価を行うこととしております。なお、今後も指定取消物質が増加していくと考えられることに鑑み、スクリーニング評価における取扱いについては引き続き検討したく存じます。以上です。

○平林座長 御説明ありがとうございました。それでは、事務局の説明も含めまして、御質問、御意見等はございますか。吉岡先生。

○吉岡委員 環境の吉岡です。資料3の3ページの「5. 今後の方針と課題への対応」という項目の一番最後に、数が増えていく可能性があるから、今後、どういう取扱いをするか検討しますと書いてあるのですが、考え方として、数が増えていくから簡単にしようというのか、何か特別な方法とその物質群について求めようとするのか、どういうことをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○平林座長 事務局、お願いします。

○経産省事務局 今のところ、具体的にこういったことをしていこうといったことがあるわけではございませんが、先ほどおっしゃっていただいたように、指定取消物質は増加していくと思われますので、それぞれの物質の評価Ⅱを実施した後などの内容等を踏まえまして、どのように評価していくかについては、引き続き検討を続けていきたいと思っております。

○吉岡委員 ありがとうございます。

○平林座長 小野委員、お願いします。

○小野(恭)委員 経産委員の小野です。大変細かいことで申し訳ないのですが、126行目のジクロロメタンの例だと、取消の後、戻った後も「来年度以降も注視する」と書いてあるのですが、それ以外の優先指定が適当ではないと判断された物質はその文言がないのです。その両者には違いがあるという理解でしたでしょうか。私が聞き逃しているかもしれませんので、再度、御説明いただければと思います。

○経産省事務局 ジクロロメタンに関しましては、PRTR情報に基づくリスク推計のリスク懸念地点が1か所出しており、ほかの物質は懸念地点なしとなっているところから、懸念地点が1か所出たものについては、懸念地点がどう推移していくかといったことに関して、来年度以降も注視しておきたいと考えておりまして、そういった意味で書き分けをさせていただいております。

○平林座長 よろしいでしょうか。森田先生、お願いします。

○森田委員 経産省の森田です。先ほどの吉岡先生の質問に関係するのですが、指定取消しが増えていって、それについてスクリーニング評価をどうするかということの検討は、当面は事務局サイドというか行政サイドで行って、その結果、必要に応じて専門家の意見も聴いて対応していくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。もし新たな観点で評価をするということになった場合には、もちろん専門家の方々の御意見も伺って方針を決めていきたいと思っております。

○森田委員 ありがとうございます。

○平林座長 よろしいですか。では、菅野先生、お願いします。

○菅野委員 取消しのものの増え方と、スクリーニング評価をしなければいけない物質の数の、フィーリングを教えてくださいませんか。今はこれぐらい毎年やっていて、今後どのぐらいのペースで増えそうかという、そういう情報はありますか。

○経産省事務局 ありがとうございます。直近では、5物質前後の取消しが続いておりまして、他方で、スクリーニング評価物質については、7,000物質程度です。

○菅野委員 そうすると、パーセンテージで言うと、もう消えちゃうぐらい少ないということですよ、今のところ。

○経産省事務局 スクリーニング評価全体で考えますと、優先取消物質は増えてはいますけれども、割合としては少ないことになります。

○菅野委員 その7,000というのは、毎年どのぐらいのペースで増えているのですか。確か、余り増減はない、一定な感じですか。

○経産省事務局 評価対象物質については、その届出の年度によって製造・輸入数量等が変わりますので、それによって変わってきます。

○菅野委員 極端に増え続けているとか、そういうことはないわけですね。

○経産省事務局 はい。規模感としては、資料1-1で表にお示しした規模感で例年続いております。

○菅野委員 そうすると、数の問題ではなくて、中身の問題を言っておられるようにも聞こえるのです。だけど、優先から落ちて一般になった場合に、では、ほかの一般よりも簡素化していかという論理は、恐らくないのだと思うのです。そこだけはちょっと言っておきたいと思ったのです。誤解を招くと嫌だなという面も含めて、優先から一般に戻ってきた物質を他の一般よりも簡素化していかという発想は、多分、論理的にはないのではないかとこのところを御検討いただきたいと思いました。

○経産省事務局 ありがとうございます。もちろん、優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質については、ほかの一般化学物質と同様にスクリーニング評価を実施しますし、そういった観点で、今の資料3については、追加的に優先評価化学物質に指定するべきか否かといった観点で、多くのデータを確認して評価をしているところでございます。御意見ありがとうございます。

○平林座長 蒲生先生、お願いします。

○蒲生委員 経産委員の蒲生です。同じ所だと思うのですがけれども、もし優先評価化学物質から下りてきたという事前情報がなく、同じ情報を使って評価したとしたら優先評価化学物質になるであろうものが、この判断では、優先評価化学物質から下りてきたのだから、同じ暴露や有害性の情報であれば、優先評価化学物質より上には上がっていかないだろう、上がっていく必要がないだろうという判断に多分なっていると思います。そういう意味では、評価を簡素化はしていないとは思いますが、優先評価化学物質に上げる判断のロジックが1段加わっているというか、一般のものとは比べて変わっているという気がしています。優先評価化学物質から下りてきたものについて、通常のスクリーニングと違う部分があるのであれば、資料のポツで書いていただいている所に、スクリーニング評価結果を踏まえた上での判断として、先ほど私が述べたようなことがあることを明示して書くべきではないかと思いました。でないと、簡素化してるとか、そういう印象を与えるのかなと思いました。

○経産省事務局 御意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりのこと

でして、資料の書き方については検討させていただきます。ありがとうございます。

○平林座長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。鈴木先生。

○鈴木委員 小野先生が質問されたので気が付きましたが、ジクロロメタンで PRTR 情報に基づくリスク推計リスク懸念地点が1になったというのは、これは、どこかの事業者さんの排出量が今年増えたという、そういう状況なのですか。どうしてこれが増えたのでしょうか。

○経産省事務局 懸念地点が1つあるということに関しては、排出量が増えたという理解で間違いございません。どうして増えたのかということに関しては事務局では把握しておりますが、個社の情報になりますので、回答は控えさせていただきます。

○鈴木委員 それは把握はしていると。

○経産省事務局 はい。

○鈴木委員 分かりました。

○平林座長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。そうしましたら、事務局から説明いただいたとおりの対応で、ただ、有害性クラスの見直しの所の記載ぶりにつきましては、少し修正いただくということになるかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、次の今年度のスクリーニング評価結果について、事務局から説明をお願いします。

○経産省事務局 資料をお戻りいただきまして、資料1-1の3ページの表3を御覧ください。表3では、評価の結果、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質数を示しております。優先度「高」物質は、人健康影響の観点から0物質、生態影響の観点から2物質、優先度「中」からの選定物質はありませんでした。

5ページの別添では、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質をまとめております。5ページの別添において、資料1-4「生態影響に関する優先度付与結果」から1物質、CAS登録番号9004-96-0、資料3「優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果」から1物質、チオシアン酸銅(I)の結果を掲載しております。

資料1-1の3ページの「5.」に戻り、今回の審議結果を踏まえ、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質については、優先評価化学物質に指定しまして、指定した年度の翌年度以降の届出から、優先評価化学物質として製造・輸入数量等を届出いただくこととなります。

優先評価化学物質の指定に際しては、取扱いの実態等を踏まえ、適切な優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう、別途検討いたします。また、次年度以降のスクリーニング評価についても、引き続き暴露クラス、有害性クラスの高いものに注力して進めてまいりたいと考えております。資料1-1については以上です。

先ほどの説明と重複となりますが、御審議いただきました結果です。一般化学物質からの優先度「高」の物質については、生態影響1物質。優先評価化学物質の指定取消しがなされた物質から優先度「高」となり、優先評価化学物質として指定することが適当であると結論が得られた物質については、生態影響1物質となっております。合わせて2物質が、

生態影響の観点から優先評価化学物質として指定することが適当であるとの評価結果となりました。

○平林座長 「優先評価化学物質として指定することが適当な物質」については以上となりますが、最終的に、先ほど御審議いただきました優先度「高」の物質、優先評価化学物質指定の取消しがなされた物質について、優先評価化学物質として指定することが適当であると結論付けてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○平林座長 御了承ありがとうございます。それでは、先ほど御説明いただきました物質について、優先評価化学物質として指定することが適当であると結論付けたいと思います。これをもちまして、一般化学物質のスクリーニング評価等を終了いたします。

次に、議題2「その他」として、事務局から何かございますか。

○厚労省事務局 特段ございません。御審議いただきましてありがとうございます。合同審議会【第二部】の審議につきましては、14時45分より開始したいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。なお、【第二部】につきましては非公開とさせていただきます、YouTubeによる配信はいたしません。【第二部】の委員の皆様方におかれましては、開始時間の14時45分までにお席にお戻りいただきますよう、お願いいたします。

○平林座長 座長の不手際で少し遅れて申し訳ございませんでしたが、以上をもちまして、3省合同審議会【第一部】を終了いたします。ありがとうございます。

(了)